

久万高原町

障がい者基本計画

第6期 障がい福祉計画

第2期 障がい児福祉計画

～だれもがいきいきと輝いて暮らせる
“共生のまち”久万高原町～



令和3年3月
久万高原町



計画策定の背景と趣旨

久万高原町では、障がい者施策を計画的・総合的に推進するため、6年間の障がい者施策のあり方を定めた「久万高原町障害者基本計画」と、計画的にサービスを提供していくため、数値目標を設定し、サービス提供体制の確保の方策を定めた「久万高原町障がい福祉計画」等を策定し、『だれもがいきいきと輝いて暮らせる“共生のまち”久万高原町』をめざして、障がい福祉に関する取り組みを進めてきました。

「久万高原町障害者基本計画」「久万高原町第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画」が令和2年度をもって計画期間が終了となることや、これまでの町の取り組みや新たな国の制度の動向を踏まえ、本町におけるさらなる障がい者福祉のまちづくりを推進するため、「久万高原町障がい者基本計画」「久万高原町第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」を策定するものです。

計画の位置づけと期間

本計画は、本町の最上位計画である「久万高原町総合計画」をはじめ、福祉政策の基本的な計画である「久万高原町地域福祉計画」との基本理念や考え方を共有した計画として位置づけるとともに、町の各種関連計画との整合性に留意して策定します。

「久万高原町障がい者基本計画」の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

「久万高原町第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」の計画期間は、令和3年度から令和5年度の3年間とします。

	年度										
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
久万高原町 障がい者基本計画	第3次		第4次						次期計画		
久万高原町 障がい福祉計画	第5期		第6期		次期計画						
久万高原町 障がい児福祉計画	第1期		第2期		次期計画						



本計画では、すべての住民がかけがえのない個人として尊重され、いきいきと輝いて暮らせる『共生のまち』の実現に向けて、3つの基本理念と4つの基本的な視点の下、各種施策や取り組みを進めていきます。

めざすべき将来像

**だれもがいきいきと輝いて暮らせる
“共生のまち”久万高原町**



基本理念

- ① この計画はみんなで進めます
- ② 支援制度・サービスの充実に努めます
- ③ 「みんなが大切にされる社会」の実現をめざします

基本的な視点

1 お互いに思いやる、共生社会のまちづくり

障がいのある人もない人も互いに個性と人格を尊重し、ともに学び、働き、活動し、支え合って生きていく共生社会の実現に向けて、取り組みを進める必要があります。そのために、障がいに関する理解の普及や交流を促進するとともに、地域に住む様々な人々が地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

2 分野横断的な相談支援体制づくり

障がいのある人が自己選択・自己決定に基づき、希望する生き方・暮らしを実現できるよう、必要な支援・サービスの利用につながるきめ細かな相談支援体制の充実に取り組みます。

さらに、障がい福祉サービスをはじめとする多様な支援・サービスを十分に確保し、相談支援と一体となって地域生活を支える支援体制づくりを進めます。

3 多様な社会参加の基盤づくり

障がいのある人が個性と能力を発揮しながら社会の一員としての役割を果たし、自己実現を図ることで、生きがいを持ち、生活の質を高められるよう、障がいのある人の社会的・経済的自立を進め、多様な働き方のニーズに対応した雇用機会の確保に努めるとともに就労支援の取り組みを推進します。

また、自分らしい暮らしの実現に向けて、生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動等の社会活動や余暇活動への支援を行います。

4 障がいのある人のニーズに対応した住まいの確保

障がいのある人の高齢化や一緒に生活している家族の高齢化が進む中、障がいのある人が孤立することのないように早い段階から支援を行い、地域で安心して暮らせるように、生活の場の確保を進めるとともに、地域生活支援拠点等の機能の充実と一人ひとりの状況に応じたきめ細かな生活支援を提供します。



施策 1

差別の解消及び権利擁護の推進

1 広報・啓発活動の推進

- 1 広報誌等を通じた理解の普及・啓発の推進
- 2 障害者週間やイベント開催時における啓発活動の推進
- 3 障がいのある人による主体的な情報発信の支援
- 4 障がい者に対する住民理解の促進

様々な広報媒体やイベント等を活用し、障がいや障がいのある人への理解に向けた啓発を行います。

2 地域福祉教育の推進

- 1 認定こども園・幼稚園、小・中学校における福祉体験学習・人権教育の推進
- 2 地域における福祉教育の推進

家庭や学校において、障がいのある人への理解を育む福祉教育を推進し、障がいのある人との地域における共生に向けて、障がいに関する正しい知識の普及を図ります。

3 地域共生社会の推進

- 1 地域福祉活動の推進
- 2 見守り・助け合いの強化
- 3 ボランティアの育成と活動支援
- 4 障がい者関係団体等への活動の支援
- 5 地域交流の充実

障がいのある人が身近な地域で生活を送ることができるよう、ボランティア活動や障がい者団体などの活動への支援を通じて、地域における支え合い・助け合いを促進し、地域共生社会の実現をめざします。

4 権利擁護の推進

- 1 行政サービス等における合理的配慮の提供
- 2 選挙における配慮
- 3 成年後見制度の普及と利用支援
- 4 日常生活自立支援事業の推進
- 5 虐待等の防止ネットワークの強化

障がいのある人への不当な差別や社会的障壁がなくなるように率先して取り組む主体として、合理的配慮の提供や行政サービスの向上に努めるとともに、障がいのある人の人権が脅かされることのないよう、虐待の防止や権利擁護の推進を図ります。

施策 2

保健・医療の充実

1 障がいの原因となる疾病の予防

- 1 各種健診の受診促進と各種検査・保健指導の実施
- 2 障がいのある人に対する保健事業の充実
- 3 心の健康づくりの推進

障がいの予防と重度化の防止につなげるため、定期的な健康診査の受診促進や受診しやすい環境づくりに努めるとともに、身体への健康への働きかけだけでなく、心の健康についても相談支援等の充実を図ります。

2 精神保健福祉施策の推進

- 1 精神保健福祉に関する相談支援体制の充実
- 2 精神科医療体制の充実
- 3 依存症対策の実施
- 4 精神障がい者に対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者の社会的自立を促進していくため、精神障がいに関する正しい知識の普及・啓発や、関係機関が連携し、精神障がいのある人に対応した地域包括ケアシステムの構築をめざします。

3 保健・医療体制の充実

- 1 保健・医療機関との連携強化
- 2 医療費の助成
- 3 難病患者への支援

難病患者や障がいのある人の高齢化等による重度化への対応を図るため、地域における保健・医療との連携強化を進め、障がいのある人が健康を維持し、必要な支援を受けられる保健・医療体制の充実を図ります。



施策 3

切れ目のない療育・教育の振興

1 障がいの早期発見・早期療育

- | | |
|-------------------------------------|-------------------|
| 1 乳幼児健診等の実施 | 4 育児相談等の実施 |
| 2 5歳児健診の実施 | 5 療育に関する相談支援体制の充実 |
| 3 認定こども園・幼稚園、
小・中学校における定期健康診断の実施 | |

障がいの早期発見・早期療育に向けて、母子保健対策や相談支援の充実に努めるとともに、ライフステージの移行に対応できる情報共有体制や療育支援体制の構築を図ります。

2 障がいのある児童への教育の充実

- | | |
|------------------|--------------|
| 1 特別支援教育の実施体制の充実 | 4 教育施設の整備・充実 |
| 2 関係機関の連携強化 | 5 進路指導の充実 |
| 3 教員研修の充実 | |

一人ひとりの個性や特性に応じた教育の場や学習の機会を提供するとともに、子どもの能力や可能性を最大限に伸ばせるよう、関係機関との連携の下、質の高い特別支援教育の充実を図ります。

3 子育て支援の充実

- | | |
|-------------|-----------------------|
| 1 相談支援体制の充実 | 3 障がい児放課後支援の充実 |
| 2 障がい児保育の充実 | 4 医療的ケアが必要な児童への支援体制整備 |

障がいのある子どもの自立や保護者への支援等のため、教育・保育・医療・福祉機関等の関連施策との整合を図りながら、子育て支援の提供を行います。

施策 4

雇用・就業、経済的自立の支援

1 就労に向けた地域における理解と環境づくり

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1 障がい者雇用の普及と啓発 | 3 行政機関での雇用推進 |
| 2 障がい者雇用を支援する制度の周知 | 4 農業等他職種との連携の推進 |

障がいのある人の就労移行の促進に向けて、住民や企業等と障がいのある人双方への情報提供や啓発等を進め、雇用の促進や働きやすい職場環境づくりにつなげます。



2 継続的な就労支援と相談機能の充実

- 1 相談支援・情報提供体制の充実
- 2 就労移行支援
- 3 就労定着支援
- 4 雇用先における障がいのある人の人権の擁護

働く意欲のある障がいのある人が地域で自立した生活を継続的に営むために、正しい理解や配慮の中で就労し、職場に定着するための取り組みを推進します。

3 福祉的就労の推進

- 1 福祉的就労の場の整備・充実
- 2 工賃向上のための支援

障がいの特性に応じた多様な就労の機会を確保するため、就労の場の確保や工賃向上等、福祉的就労の質を高める取り組みを推進します。

施策 5

芸術文化活動・スポーツ等の振興

1 芸術文化活動の推進

- 1 芸術文化活動の推進
- 2 活動・学習成果の発表機会の充実

障がいのある人の文化芸術活動を通じた余暇の充実を図るとともに、芸術文化活動の発表の場を提供することで、住民と芸術文化を通じた交流の促進や地域における障がいへの理解や認識を深める機会につなげます。

2 スポーツ・レクリエーション等の推進

- 1 スポーツ・レクリエーション等の推進

スポーツやレクリエーション活動に誰もが気軽に参加しやすい環境整備を行うとともに、障がい者スポーツの一層の普及を図ります。

3 生涯学習の充実

- 1 生涯学習機会の充実
- 2 図書の充実と読書サービスの提供

生涯を通じた多様な学習機会の充実を図るとともに、公共図書館等における障がい者の読書環境の整備を促進します。

施策 6

自立に向けた生活支援の充実

1 相談支援体制の充実

- | | |
|----------------------|-------------------|
| 1 障がいのある人のための相談事業の実施 | 4 障害者地域総合支援協議会の運営 |
| 2 横断的な支援に向けた連携強化 | 5 障害者相談支援センター |
| 3 相談支援の資質の向上 | (基幹相談支援センター)の運営 |

相談支援にあたる各機関の資質の向上と、関係機関との情報共有・連携強化により、障がいのある一人ひとりのニーズや障がいの特性、ライフステージに応じた相談支援のための体制を構築します。
また、地域共生社会の実現に向けて、障がい福祉分野だけにとらわれず、地域の様々な相談を受け止める体制の構築に取り組みます。

2 福祉サービスの充実

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1 福祉サービスについての周知・広報 | 5 共生型サービスの創設の検討 |
| 2 在宅支援サービスの充実 | 6 地域生活支援拠点等の機能強化 |
| 3 地域生活支援事業の充実 | 7 各種年金・手当等の給付 |
| 4 日中活動の場の充実 | 8 福祉を担う人材の確保 |

障がいのある人のニーズの把握に努め、地域で自立した生活を送ることができるよう、利用者の希望に沿った福祉サービスを提供するとともに、福祉サービスを担う人材の確保や育成により、福祉サービスの質の向上を図ります。

3 生活の場の確保

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1 地域生活への移行支援 | 3 グループホームの整備 |
| 2 障がいのある人向けの住宅の確保 | 4 住宅改修の利用促進 |

障がいのある人やその家族のニーズを踏まえ、地域で安全に安心して暮らしていけるよう、地域生活への移行に向けた支援と、グループホームをはじめ、障がいのある人の生活の基盤となる住まいの場の確保に取り組みます。

4 情報バリアフリー・意思疎通支援の充実

- | | |
|------------------|-------------------------|
| 1 手話通訳者・要約筆記者の派遣 | 3 インターネット等の活用による情報提供の充実 |
| 2 専門的な人材の確保 | 4 障がい特性に応じた情報提供の充実 |

障がいのある人が必要な情報を入手できるよう、多様な媒体によってわかりやすい情報発信を行い、情報アクセシビリティの向上を図るとともに、障がいのある人の円滑な意思疎通やコミュニケーションを支援していきます。

施策 7

生活環境の整備

1 障がい者にやさしいまちづくり

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1 ユニバーサルデザインの普及・啓発 | 3 公共施設等のバリアフリー化 |
| 2 歩道・道路等の整備促進 | 4 民間施設のバリアフリー化の促進 |

公共施設や道路等における障がい者に配慮した整備とともに、ユニバーサルデザインに基づいた誰もが安心して暮らせるまちづくりのための啓発を行います。

2 移動・交通対策の推進

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1 公共交通機関の充実 | 4 人工透析患者への送迎・通院支援 |
| 2 交通安全対策の推進 | 5 外出に関する経済的支援 |
| 3 移動支援事業の実施 | |

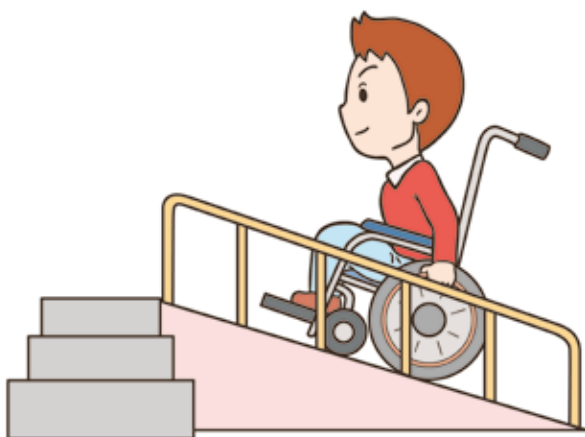
今後も地域で安心して生活が続けることができるよう、また、障がいのある人の高齢化や重度化等に対応するため、交通安全対策と移動しやすい環境の整備を図ります。

3 防犯・防災対策の充実

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1 防犯対策の強化・充実 | 4 緊急時通信手段の充実 |
| 2 消費者被害防止に向けた啓発 | 5 災害時要配慮者への支援 |
| 3 防災・防火対策等の推進 | 6 避難場所における配慮 |

障がいのある人が被害やトラブルに巻き込まれないよう、防犯対策や消費者トラブルの発生・被害拡大の防止に努めます。

また、平時から災害時に備え、障がい特性に配慮した適切な情報保障と避難支援を図るとともに、地域の理解と協力を得ながら災害時の支援体制の整備を進めます。





第6期計画における成果目標

福祉施設入所者の地域生活への移行

指 標		基準値	目標値
令和5年度末時点の地域生活移行者数	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行	23人 (令和元年度末時点の入所者数)	2人
令和5年度末時点の施設入所者の削減数	令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減		1人

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

目 標
国の基本指針や県の方針、成果目標を踏まえ、精神保健社会復帰推進連絡会を協議の場として活用し、精神障がい者に対する地域包括ケアシステムの構築に向けた課題の把握・共有や対策の検討などを行います。

①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	6回	6回	6回

②保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健	4人	4人	4人
医療(精神科)	3人	3人	3人
医療(以外)	2人	2人	2人
介護	2人	2人	2人
当事者	1人	1人	1人
家族	1人	1人	1人
その他	3人	3人	3人

③保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標設定	1回	1回	1回
評価	1回	1回	1回





地域生活支援拠点等有する機能の充実

指 標		目 標
地域生活支援拠点等の整備及び運用状況の検証・検討	令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討	障害者地域総合支援協議会を中心に年1回運用状況を検証・検討し、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。

福祉施設から一般就労への移行等

指 標		基準値	目標値
令和5年度中の一般就労移行者数	令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上	2人 (令和元年度の一般就労への移行者数)	3人
令和5年度中の就労定着支援利用者数	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち7割		2人

相談支援体制の充実・強化等

指 標	目 標
令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保	障がい者やその家族等からの総合的・専門的な相談に対応する機関として、障害者相談支援センター（基幹相談支援センター）を設置しています。 相談支援事業所に対する専門的な指導・助言や人材育成への支援、相談支援事業所間の連携強化に向けて、障害者相談支援センターが中心となり定期的な相談支援専門員の連絡会の実施や必要に応じてケース会議を開催するなどし、相談支援体制を強化していきます。

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

指 標	目 標
令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築	障害者総合支援法の具体的内容について町職員の理解が広がるよう、初任者向け研修や権利擁護・虐待防止に関する研修等への参加、事業所向け研修への聴講等への参加を促進します。 障がい福祉サービス等にかかる給付費について請求の過誤を無くし事務負担の軽減を図るため、自立支援審査支払等システムの審査結果について分析し、その結果を事業所等と共有し、請求にあたっての注意点を事業所が把握する機会とします。



第2期計画における成果目標

障がい児支援の提供体制の整備等

指 標		目 標
児童発達支援センターの設置	令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置	圏域での設置
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	令和5年度末までに、各市町村で体制を構築	圏域での確保
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上確保	確保済
医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村に設置	設置済

町内の事業所一覧

(令和2年度末時点)

施設種別	設置者名	施設名	定員
共同生活援助	NPO法人 ぽっかぽか	共同生活援助 あさひ(あさひ)	5人
		共同生活援助 あさひ(ひまわり)	6人
	NPO法人 福祉親愛会	トミーホーム久万高原	6人
短期入所	NPO法人 ぽっかぽか	短期入所事業所 あさひ	1人
	NPO法人 パステルくらぶ	指定障害福祉サービス事業所 パステル工房	1人
	NPO法人 福祉親愛会	ショートステイ久万高原	1人
生活介護	NPO法人 ぽっかぽか	生活介護支援事業所	5人
	NPO法人 パステルくらぶ	指定障害福祉サービス事業所 パステル工房	6人
就労継続支援B型	NPO法人 パステルくらぶ	指定障害福祉サービス事業所 パステル工房	14人
	NPO法人 ぽっかぽか	あつぷるハウス久万	20人
心身共同作業所	NPO法人 ぽっかぽか	ゆきどけ〜ほっとスペース〜	19人
居宅介護事業所	久万高原町社会福祉協議会		—
同行援護事業所	久万高原町社会福祉協議会		—
指定相談支援事業所	久万高原町社会福祉協議会		—
	NPO法人 ぽっかぽか	指定相談支援事業所ぽっかぽか	—

発行年月:令和3年3月

発行:久万高原町 保健福祉課

電話:0892-21-1111(代表) FAX:0892-21-2860

メール:hokenfukushi@kumakogen.jp

住所:〒791-1201 上浮穴郡久万高原町久万212

